



# 連続講座 2017

講義概要\*

\*予定です

## 第4回：2017.10.12

### ソフトウェア契約を巡る法的トラブル

- 1 ソフトウェア取引の種類と法的性格
  1. 1 ソフトウェア取引の法的性格
  1. 2 ソフトウェア取引と契約類型
  1. 3 ソフトウェア取引と法的責任
- 2 ソフトウェア開発委託契約における法的問題とその対応

\* Q A方式で細かく解説。 \* 演習もあり

#### 【Q A例】

- 「ソフトウェアに関する（一切の）権利はユーザーへ帰属する。」という条項で翻訳・翻案等に関する権利（著作権法第27条）及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利（著作権法第28条）はユーザーへ移転するか。
- A社（ソフトウェア・ハウス）は顧客と開発委託契約を締結し、開発作業を実施してきた。ところが、顧客の責に帰すべき事由により機能仕様の確定が遅れたことにより、開発作業のスケジュールも大幅に遅れ、開発費用は契約で定められた開発委託料金を大幅に超過した。A社は超過料金を請求できるか。超過料金を請求できるようにするためにはいかなる点に留意して開発委託契約を締結したらよいか。
- ライセンサー（著作権者）が倒産した場合にユーザーは従来通りソフトウェアを使用できるか。ライセンサーが著作権を第三者へ譲渡した場合はどうか。
- ソフトウェアの品質保証はどのような考え方で行うべきか。
- ソフトウェア会社に委託してソフトウェアを開発したが、利用開始後トラブルがよく起こった。幸い、無償補修期間ということで、これまでは無償でトラブル対応等のサービスが受けられたが、この期間は1年となっており、その後は、別途保守契約で対応することになっている。まだトラブルが収束しておらず、今後のことが心配だが、保守契約を結ばないと本当にトラブル対応等のサービスを受けることができないのか、また保守契約をする場合には、どのような契約形態があるのか教えてほしい。

・・・等